

平成 18 年 6 月 27 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 宝田 良一 殿

公立大学法人横浜市立大学
監事 足立 光生
監事 久野 和義



監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの業務の執行を監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私ども監事は、経営審議会に出席するとともに、本学へおもむき関係者から事業の報告を聴取し、重要な書類の回付を受け、業務の状況を調査しました。また、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について監査をしました。

2 監査の結果

（1） 業務監査の結果

理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、理事長又は副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

なお、地方独立行政法人化初年度ということもあり、これまでのいわゆる官公庁会計から企業会計方式へ、会計処理の手続きが大幅に変更になる中、事務処理等でかなり時間を要した面が見受けられました。会計処理の簡素・効率化を図るとともに、法人の経営状況が期中においても明らかになり、その成果を経営に反映できるよう、事務改善に努めてください。

（2） 会計監査の結果

- ア 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- イ 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- ウ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- エ 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、当期純利益は、平成 17 年度収支計画に対して大幅に増となっています。この一部は、臨時的な利益の増に加え、法人としても収支不足とならないよう予算執行に関して非常に慎重に対応した結果生じた、いわば法人化初年度特有のもので、このような状況が継続的に発生するとは考えられません。従って、剰余金処分については、今後の業務執行において実質的に必要な大学の教育、研究及び診療等の充実などを最重点に、長期的な視点に立った判断が必要だと考えます。

以上